【訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示】

合同会社いちごいちえ
代表社員　板谷　恵美
令和 8 年 10 月 1 日

ことのは訪問看護ステーションは、令和 6 年度診療報酬改定に伴う「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に関して、地方厚生局長等へ届出を行っております。

当ステーションの看護師等（准看護師を除く）は、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）により、利用者様の診療情報、薬剤情報その他必要な情報を取得及び、活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供に努めます。また、マイナ保険証の利用促進を通じて、医療 DX を活用した質の高い医療の提供に取り組んで参ります。

【施設基準】

1．　厚生労働省が定める「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）」第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用した請求を行っております。

2．　健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有しております。

3．　オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報、薬剤情報等を活用し、計画的な訪問看護管理を行っております。

4．　医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するために十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当ステーション内の見やすい場所への掲示及びウェブサイトへの掲載を行っております。

5．マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じた質の高い医療の提供に努めております。

【個人情報の取扱いについて】

取得した診療情報・薬剤情報等については、個人情報保護関係法令及びガイドラインを遵守し、訪問看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。